

### (3) 第9期まえばしスマイルプランの施策目標と事業体系について

#### 1 第8期計画の目標

第7期計画の評価と国の動向から、以下としました。

##### 【目標Ⅰ】地域における連携強化

・地域包括ケア体制、介護予防活動の推進には、これまで以上に多職種や地域などとの連携強化が必要。

##### 【目標Ⅱ】高齢者を支える生活支援体制の構築

・高齢者を支える生活支援体制構築にあたり、地域住民が主体となって支え合う仕組みづくりを進めているが、現時点で地域課題の解決に向けた動きが各地区で出始めている段階で、構築に向けた取組みを粘り強く進める必要がある。

##### 【目標Ⅲ】介護予防・健康づくりの推進

・介護予防の各事業は概ね目標どおりに進められているが、課題も残っており、さらなる推進が必要。

##### 【目標Ⅳ】認知症高齢者支援の充実

・高齢者で認知症になる割合が令和7(2025)年には約20%になると予測される中、認知症に対する支援は欠かせない施策。

##### 【目標Ⅴ】サービスの充実と暮らしの基盤の整備

・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、引き続き、介護保険内・外のサービスとともに、地域密着型サービスや介護保険施設の基盤整備について、圏域別の状況や介護保険外の高齢者向け住宅への入所状況等を踏まえて計画的に進める。  
・サービス充実には、施設の整備とともに、国・県と連携して幅広い分野での人材確保及び育成、業務の効率化に努める。

##### 【目標Ⅵ】安定した介護保険制度の運営

・介護保険サービスを提供し続けるには、介護支援専門員への支援や給付適正化による安定した介護保険制度の運営を行う。

#### 2 第9期計画の目標の方向性

第8期計画の取組に対する評価結果から、目標達成は途上段階であることが分かったため、大幅な見直しは行わないこととします。ただし、第8期計画の新たな課題や取組を考慮して、各事業単位の細かい目標については見直しを行います。

#### 3 目標ⅠとⅡについて

##### 【目標Ⅰ】地域における連携強化

・地域包括支援センターや医療・介護事業者等との連携強化により、地域包括ケア体制の構築を目的としています。

##### 【目標Ⅱ】高齢者を支える生活支援体制の構築

・地域の多様な主体で支え合う仕組みづくりを目指す「生活支援体制整備事業」を主とするため、目標Ⅰとの関わりは深いものです。  
・目標Ⅱに含まれている成年後見制度の利用促進、高齢者虐待防止は、目標Ⅰにも関連しています。

⇒目標Ⅰ及びⅡは、どちらも多職種や地域との連携強化により、地域包括ケアシステムの構築を図るという点で共通していることから、第9期計画では統一した目標の下で一体的に取り組んでいきます。

#### 4 第9期計画目標(まとめ)

##### ◎目標Ⅰと目標Ⅱの統合

##### 1 目標Ⅰ 地域の連携強化と生活支援体制の構築

- 1) 地域における相談・見守り体制の充実、連携強化
  - (1) 地域包括支援センターの機能強化
  - (2) 地域ケア会議等による多職種や地域との連携推進
  - (3) 民生委員・児童委員による相談・見守り体制の充実
- 2) 医療・介護連携の強化
  - (1) 在宅医療・介護連携支援体制の充実
  - (2) 認知症に関する取組の強化
  - (3) 看取りに関する取組の強化
- 3) 利用者のサービス選択の自由と権利擁護の仕組みづくり
  - (1) 情報提供・相談機能の強化
  - (2) 成年後見制度の利用促進
  - (3) 高齢者虐待防止等への対応
- 4) 地域の多様な主体による支え合いづくりの推進
  - (1) 生活支援体制整備の推進
- 5) 災害や感染症対策に係る体制整備
  - (1) 地震・台風等への対応
  - (2) 感染症対策に係る体制整備
- 6) ともに生きるまちづくり
  - (1) ひとにやさしいまちづくりの推進
  - (2) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

※【目標Ⅲ～目標Ⅵ】・・・変更なし

# 第9期計画

## ・目標

## ・事業体系 ※左の目標に既存事業をベースにぶら下げ

### 1 目標Ⅰ 地域の連携強化と生活支援体制の構築

- 1) 地域における相談・見守り体制の充実、連携強化
  - (1) 地域包括支援センターの機能強化
  - (2) 地域ケア会議等による多職種や地域との連携推進
  - (3) 民生委員・児童委員による相談・見守り体制の充実
- 2) 医療・介護連携の強化
  - (1) 在宅医療・介護連携支援体制の充実
  - (2) 認知症に関する取組の強化
  - (3) 看取りに関する取組の強化
- 3) 利用者のサービス選択の自由と権利擁護の仕組みづくり
  - (1) 情報提供・相談機能の強化
  - (2) 成年後見制度の利用促進
  - (3) 高齢者虐待防止等への対応
- 4) 地域の多様な主体による支え合いづくりの推進
  - (1) 生活支援体制整備の推進
- 5) 災害や感染症対策に係る体制整備
  - (1) 地震・台風等への対応
  - (2) 感染症対策に係る体制整備
- 6) ともに生きるまちづくり
  - (1) ひとにやさしいまちづくりの推進
  - (2) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

### 2 目標Ⅱ 介護予防・健康づくりの推進

- 1) 介護予防の推進
  - (1) 介護予防・生活支援サービス事業
  - (2) 一般介護予防事業（介護予防把握事業）
  - (3) 一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）
  - (4) 一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）
  - (5) 一般介護予防事業（一般介護予防事業評価事業）
  - (6) 一般介護予防事業（地域リハビリテーション活動支援事業）
- 2) いきがい活動・社会参加の促進
  - (1) 有償ポイント
  - (2) 人が集う居場所づくり（はつらつかフェ等）
  - (3) 老人クラブ活動の推進
  - (4) 老人福祉センターの充実
  - (5) シルバー人材センターの充実
  - (6) 学習活動・地域活動支援の充実
  - (7) 軽スポーツの推進と生涯スポーツの普及・振興
- 3) 高齢者の健康づくり
  - (1) 「健康まえばし21」の推進
  - (2) 健康づくり組織活動の支援
  - (3) 予防接種事業の推進
  - (4) 介護予防と保健事業の連携

### 3 目標Ⅲ 認知症高齢者支援の充実

- 1) 認知症との共生
  - (1) 認知症ケアパスの活用
  - (2) 認知症高齢者等見守りネットワークの整備  
（SOSネットワーク体制、GPS端末貸出、事前登録制度）
  - (3) 認知症カフェの推進
  - (4) 認知症本人ミーティングの開催
- 2) 認知症の予防
  - (1) 認知症初期集中支援チーム体制の充実
  - (2) 発症遅延と重症化予防に効果的なサービスの提供

### 4 目標Ⅳ サービスの充実と暮らしの基盤の整備

- 1) 介護保険対象給付外の在宅サービスの確保
  - (1) 日常生活での支援サービス
  - (2) 見守り・安否確認サービス
  - (3) 高齢者向けの住まい
  - (4) 介護者への支援サービス（慰労金）
- 2) 介護保険サービスの充実
  - (1) 介護予防サービス
  - (2) 介護サービス
  - (3) リハビリテーション提供体制の確保
  - (4) 介護保険施設等の整備
  - (5) 地域密着型サービスの整備
- 3) 介護人材の確保・育成及び業務の効率化
  - (1) 多様な担い手の育成
  - (2) 介護現場における業務の効率化

### 5 目標Ⅴ 安定した介護保険制度の運営

- 1) 介護給付の適正化（介護給付適正化計画）
  - (1) 要介護認定の適正化
  - (2) ケアプランの点検
  - (3) 住宅改修等の点検
  - (4) 縦覧点検・医療情報との突合
  - (5) 介護給付費通知の送付
  - (6) 給付実績の活用
  - (7) その他の適正化事業
- 2) 介護保険制度の円滑な運営
  - (1) 制度の広報・啓発  
※情報提供を含む
  - (2) サービスの質の向上に向けた取組  
※事業者への支援、事業者への指導・監査
  - (3) 低所得者等への対応